川崎市消防局公告第15号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和7年11月7日

川崎市消防長 望月 廣太郎

訓練	日時	令和7年11月13日(木) 13時10分から13時40分まで (予備日:令和7年11月19日(水) 同時刻)
	場所	川崎市川崎区東扇島58番地1東京湾臨海部基幹的広域防災拠点東扇島東公園
	消防隊数	消防隊 3 隊 計 3 隊
-		
L		